

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

白山市では、女性も男性もすべての市民が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年3月に「白山市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。条例では、男女共同参画社会の推進に取り組むための基本理念や、市・市民・事業者等の役割、また、施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定することなどを定めています。そのため、市はこの条例に基づき「男女共同参画行動計画 白山21」を策定し、男女共同参画を推進する施策を着実に実施してきました。

この取組は、一定の成果をあげてきましたが、平成28年度に実施した市民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は男性や中高年齢者に依然として根強く残っていることが分かります。世代を超えた男女の理解のもと、男女が社会の様々な制度や慣行を見直し、あらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現にはいまだ多くの課題が残されています。

また、少子高齢化の急速な進行による人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより経済社会の構造が大きく変わり、非正規雇用者の増大を始めとする雇用の不安定化、貧困・格差の拡大など、男女共同参画をめぐる課題は多様化しています。

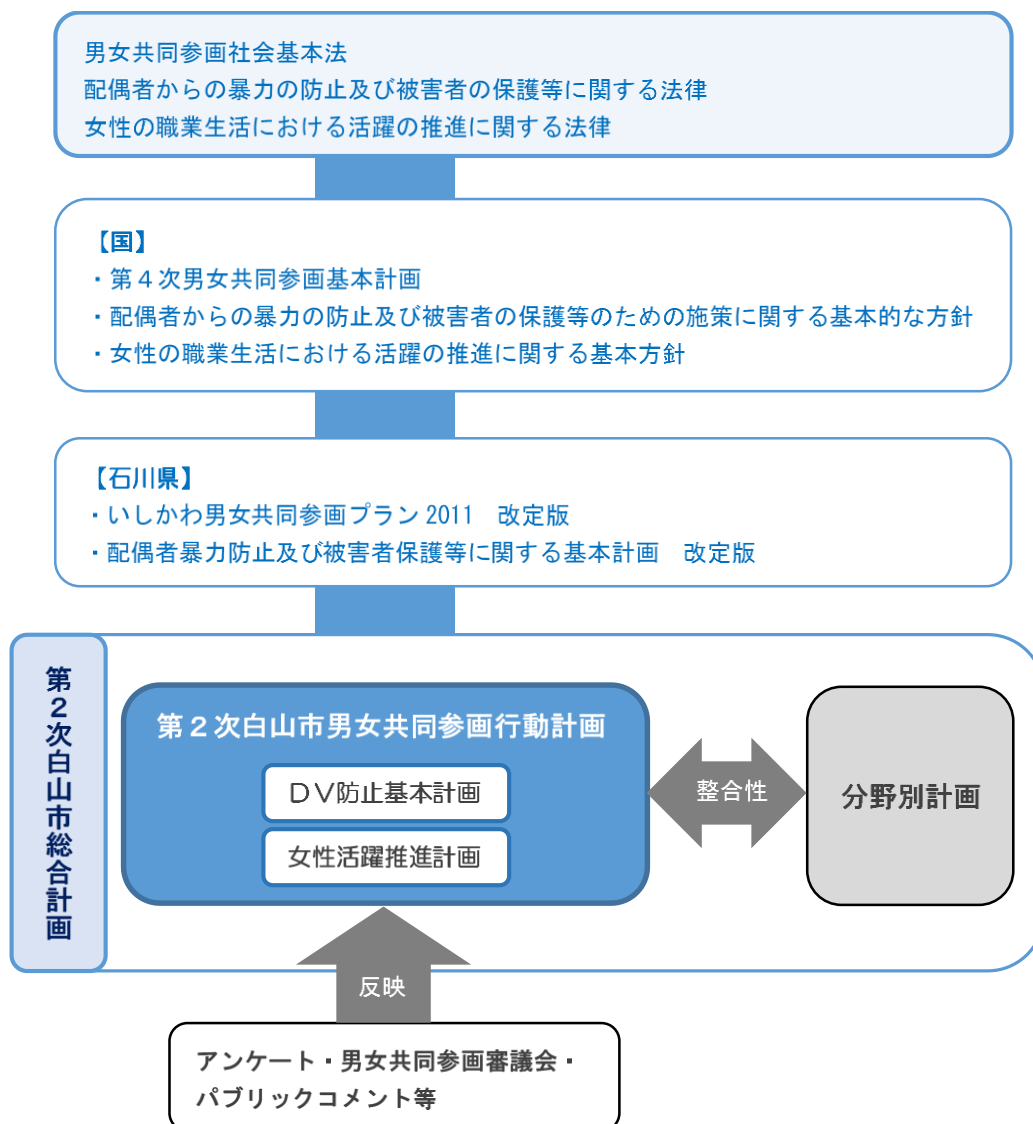
このような社会情勢のなか、国においては、平成27年9月、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行しました。さらに、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、四つの目指すべき社会を掲げ、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしました。

本市は、このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な課題に対応し、効果的な施策を展開していくため、「第2次白山市男女共同参画行動計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び白山市男女共同参画推進条例第 9 条に基づき策定する市の基本計画です。また、本計画には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止基本計画」という）」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という）」の内容を含みます。

また、この計画は「第 2 次白山市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や石川県の男女共同参画計画を勘案した計画です。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化に対応していくため、中間の平成 33 年度に見直しを行います。

